## 第4章 正社員と比較した働き方及び労働条件について

第4章では，働き方（仕事の内容•量•責任）に関し，正社員と比較してどのような意識を持ってい るかを調査し，労使双方の結果について比較を行うとともに，正社員との労働条件（基本給，賞与，退職金，福利厚生，教育訓練，安全衛生）に関する相違等についても比較を行った。

## 1 正社員との働き方の比較

働き方について労使がそれぞれどのような意識を持っているかを調査し，比較を行った。例：正社員と比較した場合の従業員の「仕事の内容」が（簡易•同じ・困難）である等

尚，事業所調査及び従業員調査については，以下の通り比較している。
○事業所調査は，「契約社員」及び「無期転換社員」を雇用している事業所 の回答結果より，「どちらともいえない」，「無回答」を除いた回答者を $100 \%$ として比較を行っている
○従業員調査は，「契約期間有」及び「契約期間無」の回答結果より，「比較できる社員がいない」，「わからない」，「無回答」を除いた回答者を $100 \%$ として比較を行っている。

## 2 正社員との待遇の相違

下記（1）～（4）の場合における労働条件に関する相違の有無等に関して労使の比較を行った。
（1）仕事の内容が正社員と「同じ」と回答した場合
（2）仕事の量が正社員と「同じ」と回答した場合
（3）仕事の責任が正社員と「同じ」と回答した場合
（4）仕事の内容•量•責任の全てが「同じ」と回答した場合
また，凡例「相違はあるが見直しは行わない」については，事業所調查票（16－6）に おける選択肢（下記 $1 \sim 4$ ）の内，「1 2016年11月以前からバランスの取れた待遇で あるため」に限定した数値により，グラフ及び本文を作成している。

【選択肢】

| 1． | 2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため |
| :--- | :--- |
| 2． | 処遇改善に伴う原資を確保できないため |
| 3． | 法•制度が理解し辛いため |
| 4． | その他 |

## 1 正社員との働き方の比較

## 1.1 仕事の内容の比較

## 仕事の内容の比較（上：契約社員／下：無期転換社員）



## （契約社員）

○正社員と比べた仕事の内容について，事業所調査と従業員調査の結果を比較すると，「正社員よ り簡易」は事業所調査が $48.7 \%$ と従業員調査の $29.0 \%$ より 19.7 ポイント高い。 （無期転換社員）
○「正社員より簡易」は事業所調查が $49.4 \%$ と従業員調査の $17.2 \%$ より 32.2 ポイント高い。

## 1.2 仕事の量の比較

仕事の量の比較（上：契約社員／下：無期転換社員）

（契約社員）
○正社員と比べた仕事の量について，事業所調査と従業員調査の結果を比較すると，「正社員より少ない」は事業所調査が $46.8 \%$ と従業員調査の $22.3 \%$ より 24.5 ポイント高い。
（無期転換社員）
○「正社員より少ない」は事業所調査が $43.2 \%$ と従業員調査の $21.2 \%$ より 22.0 ポイント高い。

## 1.3 仕事の責任の比較

仕事の責任の比較（上：契約社員／下：無期転換社員）


（契約社員）
○正社員と比べた仕事の責任について，事業所調査と従業員調查の結果を比較すると，「正社員よ り軽い」は事業所調查が $66.8 \%$ と従業員調査の $27.8 \%$ より 39.0 ポイント高い。 （無期転換社員）
○「正社員より軽い」は事業所調査が $69.1 \%$ と従業員調査の $25.4 \%$ より 43.7 ポイント高い。

## 1.4 残業時間の比較

## 残業時間の比較（上：契約社員／下：無期転換社員）



（契約社員）
○正社員と比べた残業時間について，事業所調查と従業員調査の結果を比較すると，「正社員より少ない」は事業所調査が $64.9 \%$ と従業員調査の $47.8 \%$ より 17.1 ポイント高い。
（無期転換社員）
○「正社員より少ない」は事業所調査が $61.5 \%$ と従業員調査の $45.2 \%$ より 16.3 ポイント高い。

## 1.5 賃金の比較

## 賃金の比較（上：契約社員／下：無期転換社員）



（契約社員）
○正社員と比べた賃金について，事業所調査と従業員調査の結果を比較すると，「正社員より低 い」は従業員調査が $80.2 \%$ と事業所調査の $58.3 \%$ より 21.9 ポイント高い。
（無期転換社員）
○「正社員より低い」は従業員調査が $79.4 \%$ と事業所調査の $61.8 \%$ より 17.6 ポイント高い。

## 2 正社員との待遇の相違

## 2.1 仕事の内容が同じ（基本給）


$※ 1$ 事業所調査 $※ 2$ 従業員調査
○契約社員と正社員の基本給について，「相違はない」は事業所調查が $55.4 \%$ と従業員調査より 27．5ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は6．3\％となっており，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より 27.5 ポイント低い。
○無期転換社員と正社員の基本給について，「相違はない」は事業所調查が $46.9 \%$ と従業員調査よ り24．9ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $12.5 \%$ となってお り，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より33．5ポイント低い。

## 2.2 仕事の内容が同じ（賞与）

仕事の内容が同じ（賞与）（上：契約社員／下：無期転換社員）

※1事業所調查 ※ 2 従業員調査
○契約社員と正社員の賞与について，「相違はない」は事業所調査が $34.7 \%$ と従業員調査より 14.6 ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $11.6 \%$ となっており，比較対象の従業員調查「相違があり不合理である」より 24.8 ポイント低い。
○無期転換社員と正社員の賞与について，「相違はない」は事業所調查が $37.9 \%$ と従業員調査より 13．9ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $10.3 \%$ となってお り，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より35．7ポイント低い。

## 2.3 仕事の内容が同じ（退職金）

仕事の内容が同じ（退職金）（上：契約社員／下：無期転換社員）

※ 1 事業所調査 ※ 2 從業員調査
○契約社員と正社員の退職金について，「相違はない」は事業所調査が $25.7 \%$ と従業員調査より 16．6ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $5.4 \%$ となっており，比較対象の従業員調查「相違があり不合理である」より30．3ポイント低い。 ○無期転換社員と正社員の賞与について，「相違はない」は事業所調查が $21.7 \%$ と従業員調査より 1．7ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は4．3\％となっており，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より 45.7 ポイント低い。

## 2.4 仕事の内容が同じ（教育訓練）


※ 1 事業所調査 ※ 2 従業員調査
○契約社員と正社員の教育訓練について，「相違はない」は事業所調査が $86.1 \%$ と従業員調査より 27．0ポイント高い。一方で，事業所調查の「相違があり見直しを行う」は $1.7 \%$ となっており，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より6．7ポイント低い。
○無期転換社員と正社員の教育訓練について，「相違はない」は事業所調查が $78.1 \%$ と従業員調査 より30．1ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は6．3\％となってお り，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より9．7ポイント低い。

## 2.5 仕事の量が同じ（基本給）


$※ 1$ 事業所調査 $※ 2$ 従業員調査

○契約社員と正社員の基本給について，「相違はない」は事業所調査が $56.3 \%$ と従業員調査より 25．9ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は5．0\％となっており，比較対象の従業員調查「相違があり不合理である」より31．1ポイント低い。
○無期転換社員と正社員の基本給について，「相違はない」は事業所調查が $43.2 \%$ と従業員調查よ り17．6ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $13.5 \%$ となってお り，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より 25.0 ポイント低い。

## 2.6 仕事の量が同じ（賞与）

仕事の量が同じ（賞与）（上：契約社員／下：無期転換社員）

※ 1 事業所調査 $※ 2$ 従業員調査

○契約社員と正社員の賞与について，「相違はない」は事業所調查が $34.3 \%$ と従業員調査より 12.1 ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $11.8 \%$ となっており，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より 25.5 ポイント低い。
○無期転換社員と正社員の賞与について，「相違はない」は事業所調查が $29.4 \%$ と従業員調査より 1．4ポイント低い。また，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $11.8 \%$ となっており，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より29．2ポイント低い。

## 2.7 仕事の量が同じ（退職金）

仕事の量が同じ（退職金）（上：契約社員／下：無期転換社員）

※ 1 事業所調查 $※ 2$ 従業員調查
○契約社員と正社員の退職金について，「相違はない」は事業所調查が $21.5 \%$ と従業員調査より 9．5ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は6．3\％となっており，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より29．8ポイント低い。
$\bigcirc$ 無期転換社員と正社員の退職金について，「相違はない」は事業所調査が $21.4 \%$ と従業員調査よ り0．9ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $10.7 \%$ となってお り，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より38．0ポイント低い。

## 2.8 仕事の量が同じ（教育訓練）


$※ 1$ 事業所調查 $※ 2$ 従業員調查
○契約社員と正社員の教育訓練について，「相違はない」は事業所調查が $80.3 \%$ と従業員調查より 19． 5 ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は1．6\％となっており，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より9．2ポイント低い。
○無期転換社員と正社員の教育訓練について，「相違はない」は事業所調査が $70.3 \%$ と従業員調査 より19．0ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は5．4\％となってお り，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より7．4ポイント低い。

## 2． 9 仕事の責任が同じ（基本給）


$※ 1$ 事業所調査 $※ 2$ 従業員調査
○契約社員と正社員の基本給について，「相違はない」は事業所調査が $60.7 \%$ と従業員調査より 30．0ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $4.8 \%$ となっており，比較対象の従業員調查「相違があり不合理である」より29．9ポイント低い。
○無期転換社員と正社員の基本給について，「相違はない」は事業所調查が $50.0 \%$ と従業員調查よ り26．2ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は9．1 \％となってお り，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より38．5ポイント低い。

## 2． 10 仕事の責任が同じ（賞与）



○契約社員と正社員の賞与について，「相違はない」は事業所調査が $41.7 \%$ と従業員調査より 21.7 ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $12.5 \%$ となっており，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より26．8ポイント低い。
$\bigcirc$ 無期転換社員と正社員の賞与について，「相違はない」は事業所調查が $45.5 \%$ と従業員調査より 21．7ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は9．1 \％となっており，比較対象の従業員調查「相違があり不合理である」より40．9ポイント低い。

## 2． 11 仕事の責任が同じ（退職金）


※ 1 事業所調查 ※ 2 從業員調査
○契約社員と正社員の退職金について，「相違はない」は事業所調査が $31.5 \%$ と従業員調査より 20．8ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は1．9 \％となっており，比較対象の従業員調查「相違があり不合理である」より33．4ポイント低い。
○無期転換社員と正社員の退職金について，「相違はない」は事業所調査が $35.3 \%$ と従業員調查よ り13．9ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $0.0 \%$ となってお り，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より54．8ポイント低い。

## 2． 12 仕事の責任が同じ（教育訓練）


※ 1 事業所調査 ※2 従業員調査
○契約社員と正社員の教育訓練について，「相違はない」は事業所調查が $88.2 \%$ と従業員調査より 26．2ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $1.2 \%$ となっており，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より 8.1 ポイント低い。
$\bigcirc$ 無期転換社員と正社員の教育訓練について，「相違はない」は事業所調查が $77.3 \%$ と従業員調査 より29．7ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $4.5 \%$ となってお り，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より12．2ポイント低い。

## 2． 13 仕事の内容•量•責任全てが同じ（基本給）


$※ 1$ 事業所調査 $※ 2$ 従業員調査
○契約社員と正社員の基本給について，「相違はない」は事業所調査が $68.2 \%$ と従業員調査より 35．2ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $1.5 \%$ となっており，比較対象の従業員調查「相違があり不合理である」より32．4ポイント低い。
○無期転換社員と正社員の基本給について，「相違はない」は事業所調查が $50.0 \%$ と従業員調查よ り21．0ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $10.0 \%$ となってお り，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より28．7ポイント低い。

## 2． 14 仕事の内容•量•責任全てが同じ（賞与）



○契約社員と正社員の賞与について，「相違はない」は事業所調査が $47.4 \%$ と従業員調査より 23.3 ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $8.8 \%$ となっており，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より29．6ポイント低い。
$\bigcirc$ 無期転換社員と正社員の賞与について，「相違はない」は事業所調查が $45.0 \%$ と従業員調査より 16． 0 ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $10.0 \%$ となってお り，比較対象の従業員調查「相違があり不合理である」より38．4ポイント低い。

## 2． 15 仕事の内容•量•責任全てが同じ（退職金）


※1事業所調査 ※ 2 従業員調査
○契約社員と正社員の退職金について，「相違はない」は事業所調査が $34.1 \%$ と従業員調査より 23．4ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $0.0 \%$ となっており，比較対象の従業員調查「相違があり不合理である」より34．8ポイント低い。
○無期転換社員と正社員の退職金について，「相違はない」は事業所調査が $33.3 \%$ と従業員調查よ り10．7ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は $0.0 \%$ となってお り，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より48．4ポイント低い。

## 2． 16 仕事の内容•量•責任全てが同じ（教育訓練）

仕事の内容•量•責任全てが同じ（教育訓練）（上：契約社員／下：無期転換社員）


○契約社員と正社員の教育訓練について，「相違はない」は事業所調査が $87.9 \%$ と従業員調査より 20．9ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は1．5 \％となっており，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より7．4ポイント低い。

○無期転換社員と正社員の教育訓練について，「相違はない」は事業所調査が $75.0 \%$ と従業員調査 より16．9ポイント高い。一方で，事業所調査の「相違があり見直しを行う」は5．0 \％となってお り，比較対象の従業員調査「相違があり不合理である」より4．7ポイント低い。

